

## 議第106号

### 滋賀県税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県税条例等の一部を改正する条例

(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第29条第3項中「場合を除く。）」の右に「または同法第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」を加え、「政令で」を「施行令第8条の5第1項に」に、「第3項に規定する政令で」を「施行令第8条の5第1項に」に改め、同条第4項中「政令で」を「施行令第8条の5第2項に」に、「第4項に規定する政令で」を「施行令第8条の5第2項に」に改める。

第36条の12第1項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の右に「があるときは、その者」を加える。

第38条の3第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第38条の5第1項第1号イ中「同条第12号の7の2」を「同条第12号の6の7」に改める。

第38条の16第1項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等（）」に、「（同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く）」を「のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）ならびに同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）および特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ）」に、「すべて」を「全て」に改める。

第38条の16の2第1項中「および当該」を「ならびに当該」に改め、「課税資産の譲渡等」の右に「および特定課税仕入れ」を加え、「以外の資産および」を「以外の資産、」に、「以下この条において同じ。）ごとに」を「次項において同じ。）ごとに」に改める。

第39条の12第1項中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に改める。

第39条の17第1項第5号中「第73条の4第1項第2号から第4号の4まで、第4号の7から第4号の9まで」を「第73条の4第1項第2号から第4号の10まで」に改める。

付則第5条第1項中「または証券投資信託」を「、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）または証券投資信託」に改め、同項第1号中「剰余金の分配」の右に「、金銭の分配」を加える。

付則第5条の4の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

付則第7条の2の4第1項中「同じ。）」の右に「および特定課税仕入れ（同条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）」を、「の課税資産の譲渡等」の右に「および特定課税仕入れ」を加える。

付則第8条第6項中「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）の施行の日から平成27年3月31日まで」を「平成27年4月1日から平成29年3月31日まで」に改める。

付則第10条を次のように改める。

#### 第10条 削除

付則第10条の2の2第2項第1号中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第1項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第2項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ア(ア)中「第4条の4第11項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ(ア)中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第15項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同条第3項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第9項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第10項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同

条第4項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第17項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第18項に規定する」に改め、同号ウ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第19項に規定する」に改め、同項第2号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第20項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第21項に規定する」に改め、同号ウ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第22項に規定する」に改め、同号エ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第23項に規定する」に改め、同条第5項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第24項に規定する」に改める。

付則第10条の2の4第1項第4号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第7項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第10項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の4第10項」を「附則第4条の4第11項」に改め、同項第5号中「平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める」を「平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の6第1項に規定する」に、「 $\Gamma$ 」を算定する方法として総務省令で定める」を「 $\Gamma$ 」を算定する方法として施行規則附則第4条の6第2項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第3項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第4項に規定する」に改め、同項第6号イ中「附則第4条の4第13項」を「附則第4条の4第14項」に改め、同条第2項第2号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第5項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第6項に規定する」に改め、同条第3項第2号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第7項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第8項に規定する」に改め、同条第4項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第9項に規定する」に改め、同条第5項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第10項に規定する」に改め、同条第6項中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の6の2第1項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第2項」を「附則第4条の6の2第2項」に改め、同条第7項中「附則第4条の6第3項」を「附則第4条の6の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第4項」を「附則第4条の6の2第4項」に改め、同条第8項中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6の2第5項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6の2第6項」に改め、同条第9項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6の2第7項に規定する」に改め、同項第1号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6の2第8項」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6の2第9項」に、「車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定める」を「車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定する」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全

上の技術基準で総務省令で定める」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定する」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6の2第12項」に改め、同条第10項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6の2第13項に規定する」に改め、同条第11項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6の2第14項に規定する」に改め、同条第12項中「附則第4条の6第12項」を「附則第4条の6の2第15項」に改める。

付則第11条の2の次に次の1条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項および付則第14条の3の3第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項および付則第14条の3の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第36条の12第1項の規定の適用については、同項中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

付則第14条の3の2の次に次の1条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の3の3 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第8項の規定の適用を受けたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第36条の15第1項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第7号ならびに第36条の18第1項および第2項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第36条の18第1項および第2項において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、第36条の18第1項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中

「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」とする。

付則第15条中「平成28年1月31日」を「平成33年1月31日」に改める。

付則第19条中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

付則第21条第3項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

付則第5条の4第1項第2号ウ中「（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2」を削り、「第10条の5の5」を「第10条の5の4」に改める。

付則第11条の2の2第1項中「および付則第14条の3の3第1項において「未成年者口座」を「付則第14条の3の3および付則第14条の3の4第1項において「未成年者口座」に、「および付則第14条の3の3第1項において「契約不履行等事由」を「付則第14条の3の3第3項および付則第14条の3の4第1項において「契約不履行等事由」に改める。

付則第14条の2第2項中「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改める。

付則第14条の2の2第2項中「および付則第14条の3の2」を「付則第14条の3の2および付則第14条の3の3」に、「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改める。

付則第14条の2の3第2項中「および付則第14条の3の2」を「付則第14条の3の2および付則第14条の3の3」に改める。

付則第14条の3の3を付則第14条の3の4とし、付則第14条の3の2の次に次の1条を加える。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第14条の3の3 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の3第1項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部または全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の3第2項におい

て読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管もしくは返還または同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管もしくは返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管もしくは返還または廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続もしくは遺贈または同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続もしくは遺贈または贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、同法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得または雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等および契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義

務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

- (5) 第3号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号へ(2)に規定する譲渡または贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

- 4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成24年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

付則第1項第2号中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

付則第3項中「行う課税資産の譲渡等および」の右に「特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）ならびに」を加え、「行った課税資産の譲渡等および」の右に「特定課税仕入れならびに」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第38条の16第1項および第38条の16の2第1項の改正規定ならびに同条例付則第7条の2の4第1項の改正規定ならびに第3条中滋賀県税条例の一部を改正する条例付則第3項の改正規定ならびに付則第11項の規定 平成27年10月1日

(2) 第1条中滋賀県税条例第18条第2項および第36条の12第1項の改正規定ならびに同条例付則第5条第1項の改正規定、同条例付則第11条の2の次に1条を加える改正規定および同条例付則第14条の3の2の次に1条を加える改正規定ならびに付則第2項および第3項の規定 平成28年1月1日

(3) 第1条中滋賀県税条例第29条第3項および第4項ならびに第38条の3第1項および第3項

の改正規定ならびに同条例付則第10条および第19条の改正規定ならびに付則第6項から第10項までおよび第12項から第25項までの規定 平成28年4月1日

(4) 第2条および付則第4項の規定 平成29年1月1日

(5) 第1条中滋賀県税条例付則第10条の2の2第2項の改正規定（「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める部分に限る。） 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第 号）の施行の日  
（県民税に関する経過措置）

2 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の12第1項の規定は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第4条第2項に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）第4条第2項に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

4 付則第1項第4号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 付則第1項第3号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例（以下「28年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、28年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 28年新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の28年新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）で除して計算した金額。以下付則第10項までにおいて「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、28年新条例付則第19条の規定により読み替えられた28年新条例第38条の3第1項第1号に規定す



る合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得について地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第72条の25の規定によって納付すべき事業税額、28年新法第72条の28の規定によって納付すべき事業税額または28年新法第72条の29の規定によって納付すべき事業税額（以下付則第10項までにおいて「事業税額」という。）から控除する。

- (1) 当該事業年度の28年新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（他の1以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、28年新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。付則第9項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成28年3月31日現在における付則第1項第3号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例（以下「28年旧条例」という。）第38条の3第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- (2) 当該事業年度の28年新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額（他の1以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、28年新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた額とする。付則第9項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成28年3月31日現在における28年旧条例第38条の3第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- (3) 当該事業年度の28年新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を28年新条例第38条の3第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、28年新法第72条の48の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる28年旧条例付則第19条の規定により読み替えられた28年旧条例第38条の3第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨て

た金額)

- 8 28年新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。
- 9 28年新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、28年新条例付則第19条の規定により読み替えられた28年新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。
- (1) 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成28年3月31日現在における28年旧条例第38条の3第3項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- (2) 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成28年3月31日現在における28年旧条例第38条の3第3項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- (3) 当該事業年度の28年新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を28年新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における28年旧条例付則第19条の規定により読み替えられた28年旧条例第38条の3第3項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- 10 28年新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年

度に係る事業税額から控除する。

(地方消費税に関する経過措置)

- 11 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（新条例第38条の16第1項に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）および特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 12 別段の定めがあるものを除き、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった28年旧条例付則第10条第1項に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 13 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、28年新条例第40条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

- 14 平成28年4月1日前に28年旧条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（28年旧条例第40条の5第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（28年新条例第40条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、総務省

令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成28年5月2日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 所持する紙巻たばこ3級品の本数および当該紙巻たばこ3級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数
- (2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ3級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項

16 付則第14項に規定する者が、前項の規定による申告書を、27年改正法附則第20条第4項に規定する市町たばこ税に係る申告書または所得税法等改正法附則第52条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長または税務署長に提出したときは、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

17 付則第15項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

18 付則第14項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（28年新条例第40条の3から第40条の5までおよび第40条の7から第40条の9までの規定を除く。）を適用する。この場合において、28年新条例第40条の9の2の規定中「第40条の7第1項から第3項まで」とあるのは「滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第 号）付則第15項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」とする。

19 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、付則第14項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、28年新条例第40条の8の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が28年新条例第40条の7第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

20 平成29年4月1日前に28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（28年新条例第40条の5第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡

したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 21 付則第15項から第19項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第15項	前項に	付則第20項に
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
付則第15項第2号	前項	付則第20項
付則第16項	付則第14項	付則第20項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第9項において準用する同条第2項
付則第17項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
付則第18項	付則第14項	付則第20項
	同項	同項および付則第15項
	付則第15項	付則第21項において準用する付則第15項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
付則第19項	付則第14項	付則第15項

- 22 平成30年4月1日前に28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県

たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

- 23 付則第15項から第19項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第15項	前項に	付則第22項に
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
付則第15項第2号	前項	付則第22項
付則第16項	付則第14項	付則第22項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第11項において準用する同条第2項
付則第17項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
付則第18項	付則第14項	付則第22項
	同項	同項および付則第15項
	付則第15項	付則第23項において準用する付則第15項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
付則第19項	付則第14項	付則第22項

- 24 平成31年4月1日前に28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

- 25 付則第15項から第19項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準

用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第15項	前項に	付則第24項に
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
付則第15項第2号	前項	付則第24項
付則第16項	付則第14項	付則第24項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第13項において準用する同条第2項
付則第17項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
付則第18項	付則第14項	付則第24項
	同項	同項および付則第15項
	付則第15項	付則第25項において準用する付則第15項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
付則第19項	付則第14項	付則第24項